

令和 2 年

上尾市教育委員会 1 2 月定例会 議案

## 議案第 57 号

上尾市教育委員会事務局及び教育機関の職員の勤務時間等の特例に関する規程及び上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

上尾市教育委員会事務局及び教育機関の職員の勤務時間等の特例に関する規程及び上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 2 年 1 2 月 2 3 日提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

上尾市教育委員会事務局及び教育機関の職員の勤務時間等の特例に関する規程及び上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令

(上尾市教育委員会事務局及び教育機関の職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部改正)

第 1 条 上尾市教育委員会事務局及び教育機関の職員の勤務時間等の特例に関する規程（平成 1 5 年上尾市教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「県費負担教職員」の次に「及び地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員」を加える。

第 4 条中「第 8 条第 1 項」を「第 8 条第 1 項第 1 号」に改める。

(上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部改正)

第 2 条 上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程（平成 2 2 年上尾市教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 9 の項第 1 号中「並びに教育委員会に属する特別職の職員で非常勤のもの（教育委員会委員を除く。）及び一般職の職員で非常勤のもの」を「及び教育委員会に属する特別職の職員（教育長及び教育委員会委員を除く。イにおいて同じ。）」に改め、同号イ中「で非常勤のもの（ア）」を「（ア）」に改め、「及び一般職の職員で非常勤のもの」を削り、同項第 3 号中「遅参、早退、」を削り、同号エ中「にある者」を「及び会計年度任用職員（地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 2 第 1

項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。)の職にある者(学校その他の教育機関(公民館を除く。)において主席主幹以下の職及び会計年度任用職員の職にある者を除く。)」に改め、同項第5号中「場合」の次に「及び上尾市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(令和2年上尾市規則第48号。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。)第8条においてその例による場合」を加え、同号エ中「にある者」を「及び会計年度任用職員の職にある者(学校その他の教育機関(公民館を除く。)において主席主幹以下の職及び会計年度任用職員の職にある者を除く。)」に改め、同項第6号中「場合」の次に「及び会計年度任用職員勤務時間規則第8条においてその例による場合」を加え、同項第7号エ中「にある者」を「及び会計年度任用職員の職にある者(学校その他の教育機関(公民館を除く。)において主席主幹以下の職及び会計年度任用職員の職にある者を除く。)」に改め、同項第8号を次のように改める。

<p>(8) 会計年度任用職員(学校その他の教育機関(公民館を除く。)において会計年度任用職員の職にある者を除く。以下この号において同じ。)の任免、服務等に関すること。</p>					
<p>ア 会計年度任用職員を任用すること。</p>			○		
<p>イ 会計年度任用職員の退職を承認すること。</p>			○		
<p>ウ 通勤手当及び通勤に要する費用弁償の受給資格を認定すること。</p>					○
<p>エ 会計年度任用職員勤務時間規則第14条第2項の規定による病気休暇を承認すること。</p>					○
<p>オ 介護休暇及び介護時間を承認すること。</p>					○

<p>カ 会計年度任用職員勤務時間規則第5条の規定による週休日の振替及び会計年度任用職員勤務時間規則第10条においてその例によるものとされた勤務時間条例第10条第1項の規定による代休日の指定をすること。</p>					○
<p>キ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）により育児休業及びその期間の延長並びに部分休業を承認し、又は当該承認を取り消すこと。</p>					○
<p>ク 地方公務員法第28条第2項第1号の規定に該当する者として休職すること。</p>			○		
<p>ケ 身分、給与、在職その他の証明をすること。</p>					○
<p>コ 職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和30年上尾市条例第16号）第2条の規定により職務に専念する義務を免除すること。</p>					○

別表第1の9の項第9号エ中「ある者」の次に「（学校その他の教育機関（公民館を除く。）において主席主幹以下の職にある者を除く。）」を加える。

別表第2教育総務部教育総務課の表4の項第1号中「という。）」の次に「及び会計年度任用職員」を加え、同項第3号中「以下の職にある者」の次に「及び市費学校職員」を加え、同号の次に次の1号を加える。

<p>(3)の2 地方公務員法第28条の規定により会計年度任用職員の降任、免職又は休職</p>				
---	--	--	--	--

(同条第2項第1号の規定による休職を除く。イにおいて同じ。)の処分をすること。				
ア 降任又は免職の処分	○			
イ 休職の処分		○		

別表第2 教育総務部教育総務課の表4の項第5号中「(昭和30年上尾市条例第16号)」を削り、同項第5号の2を次のように改める。

(5)の2 地方公務員法第38条第1項の規定により職員及びフルタイム会計年度任用職員(同法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員をいう。イにおいて同じ。)が同法第38条第1項に規定する営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員、顧問、相談員、評議員、参与その他これらに準ずる地位を兼ね、若しくは自ら同項に規定する営利企業を営み、又は報酬を得て事業若しくは事務に従事することを許可すること。				
ア 部長、参与、参事、次長、主席副参事、副参事、課長、主席主幹、図書館長、教育センター所長、中学校給食共同調理場所長及び主幹		○		
イ 公民館長及び副主幹以下の職にある者並びに市費学校職員並びにフルタイム会計年度任用職員の職にある者			○	

別表第2 教育総務部教育総務課の表4の項第7号中「(平成3年法律第110号)」を削り、同項第8号エ中「課長」の次に「(教育総務課長を除く。)」を加え、同項第11号中「職員に」を「職員及び会計年度任用

職員に」に改め、同号ウ中「市費学校職員」の次に「並びに会計年度任用職員の職にある者」を加え、同項第12号ア中「遅参、早退、」を削る。

別表第2 学校教育部学務課の表2の項第5号、学校教育部指導課の表2の項第1号及び学校教育部学校保健課の表2の項第1号中「遅参、早退、」を削る。

別表第3の2の項第5号中「遅参、早退、」を削り、同項第7号中「所属職員」を「所属常勤職員（所属職員のうち会計年度任用職員を除いたものをいう。以下同じ。）」に改め、同項第8号及び第10号中「所属職員」を「所属常勤職員」に改め、同項に次の8号を加える。

(11) 所属会計年度任用職員（所属職員のうち会計年度任用職員であるものをいう。以下同じ。）の通勤手当及び通勤に要する費用弁償の受給資格を認定すること。

(12) 所属会計年度任用職員について、会計年度任用職員勤務時間規則第8条においてその例によるものとされた勤務時間条例第8条の2の規定による深夜勤務及び時間外勤務の制限を承認すること。

(13) 所属会計年度任用職員について、会計年度任用職員勤務時間規則第14条第2項の規定による病気休暇を承認すること。

(14) 所属会計年度任用職員について、介護休暇及び介護時間を承認すること。

(15) 所属会計年度任用職員について、会計年度任用職員勤務時間規則第5条の規定による週休日の振替及び会計年度

任用職員勤務時間規則第10条においてその例によるものとされた勤務時間条例第10条第1項の規定による代休日の指定をすること。

(16) 所属会計年度任用職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律により育児休業及びその期間の延長並びに部分休業を承認し、又は当該承認を取り消すこと。

(17) 所属会計年度任用職員の身分、給与、在職その他の証明をすること。

(18) 職務に専念する義務の特例に関する条例第2条の規定により所属会計年度任用職員の職務に専念する義務を免除すること。

別表第4の2の項第2号中「遅参、早退、」を削り、同項第4号中「所属職員の」を「所属常勤職員について、」に改め、同項第5号中「所属職員」を「所属常勤職員」に改め、同項第6号中「所属職員について、」を「所属職員の」に改め、同項第7号中「所属職員の」を「所属常勤職員について、」に改め、同項に次の5号を加える。

(8) 所属会計年度任用職員について、会計年度任用職員勤務時間規則第8条においてその例によるものとされた勤務時間条例第8条の2の規定による深夜勤務及び時間外勤務の制限を承認すること。

(9) 所属会計年度任用職員について、会計年度任用職員勤務時間規則第14条

第 2 項の規定による病気休暇を承認すること。

(10) 所属会計年度任用職員について、介護休暇及び介護時間を承認すること。

(11) 所属会計年度任用職員について、会計年度任用職員勤務時間規則第 5 条の規定による週休日の振替及び会計年度任用職員勤務時間規則第 10 条においてその例によるものとされた勤務時間条例第 10 条第 1 項の規定による代休日の指定をすること。

(12) 職務に専念する義務の特例に関する条例第 2 条の規定により所属会計年度任用職員の職務に専念する義務を免除すること。

別表第 4 の 3 の項に次の 3 号を加える。

(3) 所属会計年度任用職員の通勤手当及び通勤に要する費用弁償の受給資格を認定すること。

(4) 所属会計年度任用職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律により育児休業及びその期間の延長並びに部分休業を承認し、又は当該承認を取り消すこと。

(5) 所属会計年度任用職員の身分、給与、在職その他の証明をすること。

別表第 4 の 6 の項第 1 号中「遅参、早退、」を削り、同項第 3 号中「市費学校職員の」を「市費学校職員のうち会計年度任用職員を除いたもの



(以下この項において「市費学校常勤職員」という。)について、」に改め、同項第4号中「市費学校職員」を「市費学校常勤職員」に改め、同項第5号中「市費学校職員について、」を「市費学校職員の」に改め、同項第6号中「市費学校職員の」を「市費学校常勤職員について、」に改め、同項に次の5号を加える。

(8) 市費学校職員のうち会計年度任用職員であるもの(以下この項において「市費学校会計年度任用職員」という。)について、会計年度任用職員勤務時間規則第8条においてその例によるものとされた勤務時間条例第8条の2の規定による深夜勤務及び時間外勤務の制限を承認すること。

(9) 市費学校会計年度任用職員について、会計年度任用職員勤務時間規則第14条第2項の規定による病気休暇を承認すること。

(10) 市費学校会計年度任用職員について、介護休暇及び介護時間を承認すること。

(11) 市費学校会計年度任用職員について、会計年度任用職員勤務時間規則第5条の規定による週休日の振替及び会計年度任用職員勤務時間規則第10条においてその例によるものとされた勤務時間条例第10条第1項の規定による代休日の指定をすること。

(12) 職務に専念する義務の特例に関する条例第2条の規定により市費学校会計

年度任用職員の職務に専念する義務を  
免除すること。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の規定は、この訓令の施行の日以後に生じる事案に係る決裁（同規程第2条第1号に規定する決裁をいう。以下同じ。）から適用し、同日前に生じた事案に係る決裁については、なお従前の例による。

#### 提案理由

会計年度任用職員の任免及び服務等に関する専決事項の整備等を行いた  
いので、この案を提出する。

【 白紙 】